令和９年度静岡県教育奨学金
（予約採用）
担当者　資料

（令和８年 10 月版）

目　　次

第１	教育奨学金の概要	1
第２	募集等（各学校への依頼事項）	4
第３	提出書類	5
第４	提出方法等	7
第５	貸与内定とその後の手続（参考）	7
第６	その他の手続	8
第７	返還（高等学校等卒業時）	8
第８	全体の流れ	9
第９	記入例・書類の書き方等の注意事項	１０
第10	参考（教育奨学金年間の流れ）	２５

※様式等は必ず最新のものを使用してください。
※申請書類等について、記入を間違えた場合は二重線による見え消しをし、訂正印による訂正を行ってください。（修正ペン・修正テープ等使用不可）
※静岡県教育奨学金（以下、「教育奨学金」という。）は、高等学校等に在学する生徒に対して貸付を行うものですが（在学・随時採用）、高等学校等に入学を予定している中学校３年生に対して、中学在学中に申込を受け付ける予約採用を実施しています。
（予約採用により申請しなくても高校入学後に申請できます。）

＜問い合わせ・書類提出先＞
〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号
静岡県教育委員会高校教育課　奨学金担当
TEL：054-221-3171　　E-mail：kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp
URL　https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/

《 第１　教育奨学金の概要 》

教育奨学金には「教育資金」と「奨学金」の２種類があります。対象者（貸与要件）と返還期間等が異なるので、確認の上、選択して申請してください。

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>教育資金</th><th>奨学金</th></tr>
<tr><td colspan="2">目的</td><td>優れた生徒であって経済的理由により修学が困難な者を対象とした人材育成</td><td>勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒又は学生に対する学習機会の保障</td></tr>
<tr><td rowspan="4">採用種別・募集時期</td><td>予約</td><td colspan="2">中学３年生（次年度高校１年生）が対象。
４月分から支給。高校入学前に申請受付・仮採用</td></tr>
<tr><td>在学</td><td colspan="2">高校在学生が対象。
４月分から支給。　毎年４月に申請受付</td></tr>
<tr><td>継続</td><td>前年度「教育資金」の貸与を受け、引き続き「教育資金」の貸与を希望する者が対象。
４月分から支給。毎年４月に申請受付</td><td>制度なし</td></tr>
<tr><td>緊急</td><td>家計急変により貸与が必要となった者が対象
家計急変の理由が生じた月以降で希望する月分から支給（遡及可）
毎年５月～１月に申請受付</td><td>制度なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象学校種別</td><td>高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部の本科、専修学校の高等課程</td><td>高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、高等専門学校</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸与要件</td><td>成績・人物・収入の３つの要件を満たすこと</td><td>収入が一定の要件を満たすこと</td></tr>
<tr><td></td><td>居住地</td><td colspan="2">生徒の保護者が県内に住所を有すること
（単身赴任等により県外に居住している場合は、御相談ください）</td></tr>
<tr><td></td><td>収入</td><td>主たる家計支持者の認定所得額が収入基準額以下であること
【目安】
<table><tr><th>区分</th><th>給与収入</th><th>給与収入以外</th></tr><tr><td>３人世帯</td><td>736 万円</td><td>292 万円</td></tr><tr><td>４人世帯</td><td>807 万円</td><td>342 万円</td></tr><tr><td>５人世帯</td><td>837 万円</td><td>363 万円</td></tr></table>※給与収入以外の場合、収入金額－必要経費により算出する。
※上記はあくまで目安のため、家族の状況等により基準額は異なる</td><td>次のいずれかに該当すること
①　申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている
※ ただし、申請前に福祉事務所等の担当者に相談してください。
②　主たる家計支持者が、地方税法の規定により前年度又は今年度分の市町民税が非課税になっている
③　主たる家計支持者が、地方税法の規定により前年度又は今年度分の市町民税が減額になっている
④　申請者の属する世帯全員の前年分又は今年分の収入合計が、生活保護法における基準額の 1.5 倍以下</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>教育資金</th><th>奨学金</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>学習成績評価</td><td>評定平均が次の基準を満たしていること
＜予約採用＞
原則として、中学校１年から２年までの評定を全教科について平均した値が原則３．５以上であること

（参考：在学採用の際の基準）
＜高校１年生＞
原則として、申請時までの高等学校等の全科目の評定平均値が 3.0 以上であること。
ただし、高等学校等での学習成績が未評定である場合は、中学校における最終学年の評定平均値が原則 3.5 以上であること</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>人物評価</td><td>態度及び行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること（５段階評価）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>健康状態</td><td colspan="2">貸与の審査の要件には直接関係しないが、健康上の問題により途中で学業を中断することがないことを確認</td></tr>
<tr><td colspan="2">併用申請できない貸付金</td><td colspan="2">次の奨学金等とは同時に借りることはできない。
・母子父子寡婦福祉資金のうち修学資金（ひとり親世帯への貸付金）
・静岡県高等学校定時制・通信制課程修学資金
・他の都道府県が行っているこれらに準ずる教育資金や奨学金
※市町や民間が行っている奨学金等に同時に借りることができないものがあるので、利用を予定しているかを確認</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸与金額</td><td colspan="2">
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">国公立の学校</th><th colspan="2">私立の学校</th></tr>
<tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr>
<tr><td>月額</td><td>18,000円</td><td>23,000円</td><td>30,000円</td><td>35,000円</td></tr>
</table>
※「自宅外通学」とは、申請者（生徒本人）が自宅以外から通学する場合（下宿や寮、その他主たる生計維持者等とは別に居住している場合）</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸与時期</td><td colspan="2">下表に示す月の月末に、届け出された金融機関の口座へ振込む。
<table>
<tr><td>支給月</td><td>４月</td><td>６月</td><td>８月</td><td>10 月</td><td>12 月</td><td>２月</td></tr>
<tr><td>対象月</td><td>４月分</td><td>５・６月分</td><td>７・８月分</td><td>９・10 月分</td><td>11・12 月分</td><td>１・２・３月分</td></tr>
</table>
（参考：予約採用以外（在学採用等）の貸与時期）
<table>
<tr><td>支給月</td><td>６月</td><td>８月</td><td>10 月</td><td>12 月</td><td>２月</td></tr>
<tr><td>対象月</td><td>４・５・６月分</td><td>７・８月分</td><td>９・10 月分</td><td>11・12 月分</td><td>１・２・３月分</td></tr>
</table>
※誓約書等が提出期限より遅れて提出された場合は、翌支給月に対象月分をまとめて振り込む場合もある。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種　類</th><th>教育資金</th><th>奨学金</th></tr>
<tr><td>連帯
保証人</td><td colspan="2">・貸与決定後、誓約書を提出する際に<u>連帯保証人２名が必要</u>となる
・連帯保証人が立てられない場合は、貸与できない
①　保護者・・・１名
②　原則４親等以内の親族で、申請者及びその保護者と<u>別に独立して生計を営む者</u>・・・１名
※連帯保証人は、<u>教育奨学生と同等の返還義務を負う</u>
※未成年の者や教育奨学生・修学資金貸与者で返還が完済していない者、成年であっても安定した収入のない者は、連帯保証人にはなれない
<u>※連帯保証人のうち１名は、必ず日本国籍を有する者又は永住権を有する者</u></td></tr>
<tr><td>返還方法</td><td colspan="2">返還は原則、口座振替（自動引落）により実施する。
返還開始時に、申請者（生徒本人）が返還期間、返還方法(月賦・半年賦・年賦等)を届け出る。</td></tr>
<tr><td>返還期間</td><td>返還期間は、貸与を受けた金額により異なる。
【返還例：年間を通じて貸与を受け、最長期間で返還の場合】
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">貸与年数</th><th colspan="3">自宅通学</th></tr>
<tr><th>償還額(円)</th><th>期間</th><th>償還年額(円)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">公立</td><td>1</td><td>216,000</td><td>5</td><td>43,200</td></tr>
<tr><td>2</td><td>432,000</td><td>8</td><td>54,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>648,000</td><td>9</td><td>72,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">私立</td><td>1</td><td>360,000</td><td>9</td><td>40,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>720,000</td><td>9</td><td>80,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>1,080,000</td><td>12</td><td>90,000</td></tr>
</table></td><td>20 年以内で申請者（生徒本人）が設定する。
【返還例：年間を通じて貸与を受け、20 年で返還の場合】
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">貸与年数</th><th colspan="2">自宅通学</th></tr>
<tr><th>償還額(円)</th><th>償還年額(円)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">公立</td><td>1</td><td>216,000</td><td>10,800</td></tr>
<tr><td>2</td><td>432,000</td><td>21,600</td></tr>
<tr><td>3</td><td>648,000</td><td>32,400</td></tr>
<tr><td rowspan="3">私立</td><td>1</td><td>360,000</td><td>18,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>720,000</td><td>36,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>1,080,000</td><td>54,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>元金利息</td><td colspan="2">無利息</td></tr>
<tr><td>延滞利息
(遅延損害金)</td><td colspan="2">返還開始後、納期限までに納入しなかったときは、年利 10.75%の延滞利息を支払う。
延滞利息は当該納期限から返還した日までの日数により算出する。
（延滞利息＝元金×10.75%×延滞日数／365 日）</td></tr>
<tr><td>返還猶予</td><td colspan="2">次に該当する場合は、返還を猶予する。
・高等学校又は大学等上級学校に在学中：当該学校に在学している期間
（返還猶予関係書類として、毎年度末に対象者(在学高校)へ送付しています）
・災害、疾病、負傷、その他：知事が必要と認めた期間（最長１年・更新可）</td></tr>
<tr><td>返還免除</td><td colspan="2">次に該当した場合は、返還を免除する。
・本人死亡又は心身の著しい障害による労働能力の喪失：全額
・心身の著しい障害による高度の労働能力の制限：４分の３以内</td></tr>
</table>

(注意)

＊申請できるのはいずれか一つです。

＊**市町村民税の所得割額に応じた金額が給付される<u>返済不要</u>の奨学給付金制度があります。**<u>そちらを活用することで貸付金が不要になる場合もあるため、貸付希望時に助言をお願いします。</u>（案内・申請は概ね高校入学後、６～８月頃を予定／毎年申請）

《 第２　募集等（各学校への依頼事項） 》

１　周知

奨学金を必要としている生徒が制度を活用できるよう周知をお願いします。

２　募集のしおりの配布等

申請希望者から募集のしおりの請求があったときは、高校教育課のＨＰから閲覧・印刷等の対応をしてください。

ホームページアドレス
https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1003792/1003892/

３　申請書の受理・確認

(1)　書類の確認

申請書類等が提出されたら、学校において次の点の確認等をお願いします。
なお、不備がある場合は、その場で記入若しくは訂正させるか差戻しをしてください。

ア　必要書類が全て揃っているか。（本資料P5,6と募集のしおりを確認してください）
イ　記入例を参考に、正しく記入されているか。未記入箇所や押印漏れがないか。
ウ　申請書・申立書等は詳細に記載がされているか。（※申立書は場合により必要となります）
エ　申立書がある場合、内容を確認し、「上記内容について、事実と相違ないことを確認した。令和〇年〇月〇日　〇〇学校長〇〇」と記入し、学校長公印を押印してください。
オ　記入した字句に訂正がある場合、二重線による見え消しをし、訂正印により訂正されているか。（修正液・修正テープ等での修正不可）
カ　証明書類等がＡ４版より小さい場合、種類ごとにＡ４版の用紙に貼付してあるか。
キ　ボールペンで記入されているか。（鉛筆、消せるペンは使用不可）

(2)　収受日付印の押印

上記(1)による確認の結果、不備が認められない場合は、書類一式を受理し、**貸与申請書の右上に貸与者から提出を受けた収受日付印を押印**してください。※学校が受け付けた日を確認します。（収受日付印がない場合は手書きで記載し、担当者印を押印してください）

学校が受け付けた日を申請のあった日と考えます。基本的に、申請のあった日の属する月から貸与が開始します。（「在学採用」については、４月中の収受日で４月からの支給となります。）

(3)　送付状の作成・申請書等提出

申請書類一式が整ったら、「教育資金」「奨学金」それぞれに送付状（要綱様式第１号）を作成し、高校教育課に提出してください。

内容を照会する場合がありますので、提出書類の写しを適切に保管してください。（多くの個人情報が記載されているので、紛失・他者の目に触れる等ないよう御留意ください。）

(4) 事前の貸与可否確認（収入確認）

収入状況による貸与可否を事前に確認する場合は、高校教育課ホームページに掲載してある、「収入状況確認システム」（Excelファイル）をダウンロードし確認してください。

例年収入要件を満たさず不可・取り下げとなる場合があります。必ず確認してください。

ホームページアドレス　https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1003792/1003892/

４　その他

高校入学後（入学式の日又はそれ以前に高校へ行くことがあればその日）に、入学届を奨学金担当の教職員に提出するように指導してください。

可能であれば、進路先の高校へ静岡県の奨学金を貸与予定の旨を引き継いでください。

《 第３　提出書類 》

教育奨学金は、「教育資金」と「奨学金」の２種類があります。提出する書類がそれぞれ異なりますので、注意してください。

１ 【 教育資金（予約採用） 】

※「奨学金（予約採用）」の貸与を受ける場合は 「２【奨学金（予約採用）】」 へ

提出書類

	必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
学校作成	**ア 教育奨学金書類の提出について（要綱様式第１号）**	
本人作成・用意	**イ 教育奨学金貸与申請書（規則様式第１号）** **ウ 家計等調書（規則様式第２号）** **エ 世帯全員の住民票原本** **（マイナンバー記載なし・本籍地と続柄記載）** **オ 主たる家計支持者の収入を証明する書類（P14参照）** **カ 口座振込依頼書（委任状）（要綱様式第５号）**	キ 特別控除を受けるために必要となる書類　（P15-16参照）

書類の重ね順

ア　教育奨学金書類の提出について（要綱様式第１号）

イ　教育奨学金貸与申請書（規則様式第１号）

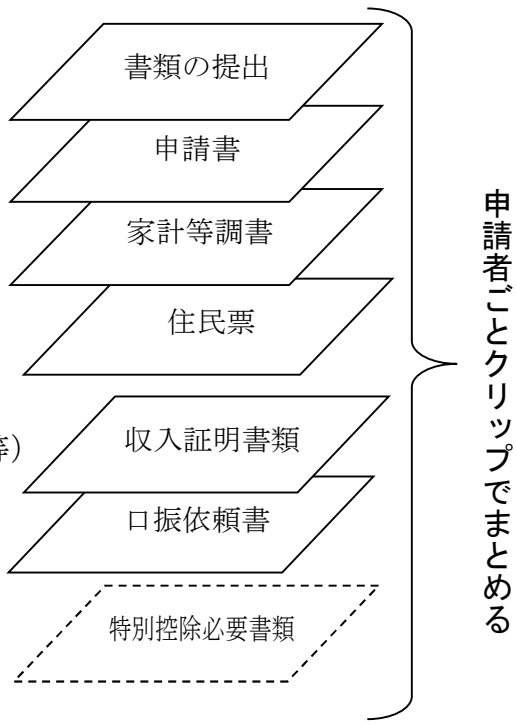
ウ　家計等調書（規則様式第２号）

エ　世帯全員の住民票原本（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰなし、本籍地・続柄有）
※直近３ヶ月以内に取得したもの

オ　収入を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書控等）

カ　口座振込依頼書（委任状）（要綱様式第５号）

キ　特別控除を受けるために必要な書類
（家族の状況（特別控除）を証明する書類）
・各種手帳等の写し、領収書等の写し　　など



２ 【 奨学金（予約採用） 】

※教育資金の貸与を希望する場合は、「１【教育資金（予約採用)】」 へ

提出書類

	必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
学校作成	**ア　教育奨学金書類の提出について（要綱様式第１号）**	
本人作成・用意	**イ　教育奨学金貸与申請書（規則様式第１号）** **ウ　家計調書(規則様式第２号の2)** **エ　世帯全員の住民票原本** **（マイナンバー記載なし・本籍地と続柄記載有）** **オ　収入のある者全員分の収入等を証明する書類（P19-P20参照）** **カ　口座振込依頼書（委任状）(要綱様式第５号)**	キ　保護基準の各種加算等を受けるために必要となる書類（P20参照）

書類の重ね順

ア　教育奨学金書類の提出について（要綱様式第１号）

イ　教育奨学金貸与申請書（規則様式第１号）

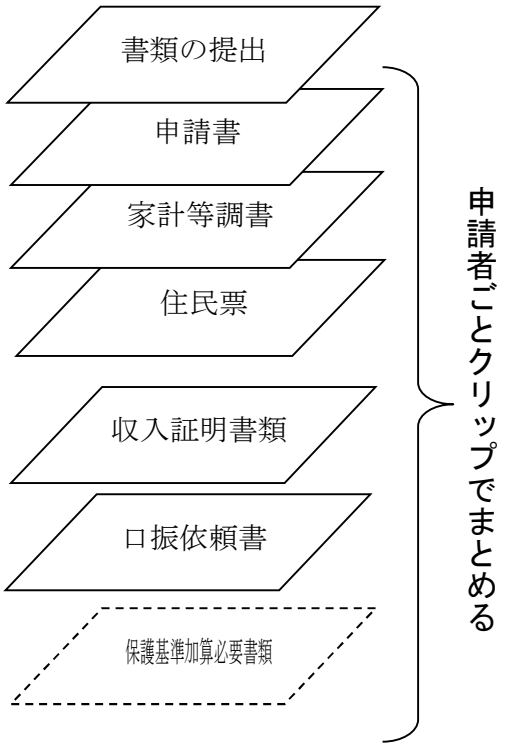
ウ　家計調書（規則様式第２号の２）

エ　世帯全員の住民票原本(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰなし、本籍地有)
※直近３ヶ月以内に取得したもの

オ　収入を証明する書類
（生活保護決定通知書写、非課税証明書等）

カ　口座振込依頼書(委任状)（要綱様式第５号）

キ　保護基準の各種加算を受けるために必要な書類
（家族の状況(特別控除)を証明する書類）
・各種手帳等の写し、領収書等の写し　　など



《 第４　提出方法等 》

１　提出期限

予約採用　：　令和８年 12 月 11 日（金）必着

（参考）在学採用　：　令和９年４月末頃（予定）
　　随時採用　：　随時（最終期限は令和 10 年１月末頃予定）
　　緊急採用　：　随時（最終期限は令和 10 年１月末頃予定）

※期限に間に合わない場合は、事前に高校教育課へ御相談ください。

２　提出方法

《第３　教育奨学金の提出書類》（P5-P6）に示した通り、申請者ごとに書類をまとめ、「教育奨学金書類の提出について（要綱様式第１号）」を先頭につけて提出してください。

各個人の申請書には、貸与者から提出を受けた収受日付印が押印されていることを確認してください。

３　提出先

〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号　静岡県教育委員会高校教育課奨学金担当宛

郵送により提出してください。

４　その他

内容を照会する場合がありますので、提出書類一式の写しを適切に保管してください。

《 第５　貸与内定とその後の手続（参考） 》

１　貸与内定

貸与内定通知は、令和９年１月中旬頃に県から在学する学校あてに発送します。該当する生徒へそれぞれお渡しください。

２　入学届等の提出（高校入学後）

貸与内定を受けた者については、高校入学後**「入学届」「在学証明書」の提出が必要**です。

入学式当日（それ以前に入学する学校へ登校する場合はその際）に在学する高校に依頼するように御指導願います。（しおり P28～）

提出期限までに提出がない場合や不備等がある場合は、貸与(支給)時期が延期又は貸与決定が取り消されますので、申請者にはあらかじめ準備しておくよう御指導願います。

３　貸与決定

入学確認後、貸与決定通知を、県から在学する高校あてに発送します。

４　誓約書の提出

貸与決定を受けた者については、**「誓約書」「連帯保証人２名の印鑑証明書」の提出が必要**です。

提出期限は、貸与決定通知書に記載されます。

提出期限までに提出がない場合や不備等がある場合は、貸与(支給)時期が延期又は貸与決定が取り消されます。提出期限が短くなっているため、申請者にはあらかじめ準備しておくよう御指導願います。（書類の書き方等は P23 を参照してください。）

５　連帯保証人について

教育奨学金は、生徒本人に貸与しているため、教育奨学生(生徒)が返還することが原則ですが、**滞納があった場合には教育奨学生と同等に督促を行い、教育奨学生が返還困難な場合には教育奨学生に代わり返還する**こととなります。

連帯保証人の方にはこのことを十分御理解した上で、誓約書に記入・捺印していただくよう生徒へ説明してください。

(1)　連帯保証人の条件

ア　保護者

イ　原則４親等以内の親族（兄・姉・叔父・叔母・祖父母等）で恒常的な収入があり、保証能

力を有し、かつ、申請者本人と確実に連絡がとれる者

※１　イは、**独立して生計を営む者**（申請者及びその保護者と別生計の者）である必要があります。同一住所の場合、光熱水費が分離している２世帯住宅、住民票の世帯が別など客観的に別生計である理由が説明できる場合のみ別生計とみなします。その際、別生計の確認書類（世帯全員の住民票の写し、公共料金領収の写し等）の添付が必要となります。単に食費や自動車の維持費等をそれぞれが負担している等の理由では別生計とはみなしません。

※２　**未成年者は、連帯保証人になれません。**

※３　成年であっても、**教育奨学金や定時制通信制課程修学資金の貸与を受けた者で返還中の者や、安定した収入のない者や学生は、連帯保証人になれません。**

※４　貸与時点で高齢の方の場合は、他に適当な親族がいないか確認の連絡をすることがあります。

※５　適当な親族がいない場合は、保証能力を有する他の者でも可とします。その場合、本人との続柄を明確にし、返還が終わる将来に渡るまで確実に連絡がとれる者に限ります。

(2)　外国籍の者について

ア　**連帯保証人のうち１名は、必ず日本国籍を有する者又は永住権を有する者**が原則です。

イ　本人や**保護者が定住者の場合は、在留期間が経過し帰国する際に一括返済することを本人及び保護者(連名)で申立書を作成**し、誓約書とともに提出するように指導してください。

《 第６　その他の手続 》

(1) 高校入学時の引継ぎ

進学先の高校に教育奨学生に内諾されている旨を、何らかの形で引き継ぐように御協力ください。

(2) 変更届等

教育奨学金の貸与を受けた者に、次に掲げる事由が生じたときは、直ちに必要書類を提出するよう指導願います。(書類の書き方等はしおり P33-P42 を参照してください。)

事　由	提出書類	備　考
住所又は氏名を変更したとき	氏名/住所変更届	県外へ住所変更した場合は住民票(本籍地記載あり、ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ記載なし)を添付 氏名変更の場合は戸籍抄本の写しを添付
貸与決定後、辞退するとき	教育奨学金辞退届	

《 第７　返還（高等学校等卒業時） 》

高等学校等卒業前（概ね２月頃）に「奨学金返還の手引き」及び、関係書類を在籍する高校宛て送付します。(高校在学者は概ね3月下旬に送付し、学校経由で配布予定)

１　利息

教育奨学金の貸付は無利息です。

ただし、納期限までに納入しなかった場合、年利 10.75%の延滞利息が発生します。

２　返還

高等学校等を卒業後６か月の据置期間を経過した後、返還が開始します。

月賦（毎月返還）、半年賦（毎年７月と１月に返還）、年賦（毎年１月に返還）のいずれかの方法で返還します。

月賦（毎月返還）の場合は、納入通知書又は口座引き落としにより返還し、半年賦・年賦は納

入通知書により返還となります。

３　返還猶予

教育奨学金の返還を猶予（返還開始時期を先延ばし）する制度があります。
(1) 教育奨学生が大学・専門学校等へ進学した場合（予備校等進学準備も含む）
(2) 経済的理由により返還が困難な場合（低収入・求職活動中等含む）
(3) その他傷病、出産、育児等返還が困難な状況にある場合

４　返還免除

教育奨学金の貸付を受けた方が死亡、又は心身の著しい障害により労働能力の喪失・制限等が生じた場合、返還額の全額又は一部の免除を受けることができます。

《 第８　全体の流れ 》（高校入学後含む）

①　教育奨学金申請書等を提出　※ 生徒 → 学校 → 静岡県教育委員会

・第 3、第 4（P5-P7）の記載のとおり提出してください。
・申請書に学校が受領した日で日付印を押印してください。
・内容照会等を行う場合があります。写しを保管しておいてください。
・申請書等の書き方や注意事項は P10 以降の記入例を参照してください。

②　静岡県教育委員会で審査・内諾通知を送付　※静岡県教育委員会 → 学校 → 生徒

・決定可否の通知は２か月以内に学校へ送付します。生徒にお渡しください。

高校入学後

③「高等学校等入学届」「在学証明書」提出　※生徒 → 学校（進学先の高校） → 静岡県教育委員会

・第５（P7-P8）の記載のとおり提出してください。

④　静岡県教育委員会で審査・決定可否通知を送付　※静岡県教育委員会 → 学校 → 生徒

・決定可否の通知は進学先の学校へ送付し、学校から生徒に渡されます。

⑤　「誓約書」「印鑑登録証明書（２名分）」提出　※生徒 → 学校 → 静岡県教育委員会

・第５（P7-P8）の記載のとおり提出してください。

⑥　教育奨学金の振り込み（４・６・８・10・12・２月末頃／指定口座へ振り込み）

・変更等が生じた場合は随時連絡。

⑦　進級：返還猶予関係書類提出（進級後も貸与を希望する場合は翌年度申請）
卒業：返還猶予又は返還開始関係書類提出
※当年度の２月～３月頃に関係書類を学校宛てに送付します。

《 第９　記入例・書類の書き方等の注意事項 》

【 記入例Ａ－１　教育奨学金貸与申請書 】

様式第１号（第６条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教育奨学金貸与申請書（予約採用希望者用）　⑩

①令和〇 年 11 月 10 日

静岡県知事　〇〇　〇〇　様

受　付
R〇.12.01
学校
受付印

②
住　　所　〒 420 — 0000 静岡市葵区追手町1丁目2番3号
ふりがな　おおてハイツ4号
氏　　名　しずおか　じろう　静　岡　次　郎
（平成 〇〇 年 5 月 5 日生）
電話番号　054 （ 221 ） 0000

③
保護者
住　　所　〒 420 — 0000 静岡市葵区追手町1丁目2番3号
ふりがな　おおてハイツ4号
氏　　名　しずおか　たろう　静　岡　太　郎
（昭和 〇〇 年 8 月 8 日生）
電話番号　054 （ 221 ） 0000

④教育奨学金（教育資金・奨学金）の貸与の予約を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

中学校等に在学している	名称	静岡市立追手町中学校
	入学年月	令和〇 年 4 月
	卒業予定年月	令和〇 年 3 月
高等学校等に進学を希望する	⑤学校種別	※（国公立）・私立　／　※（高等学校）・中等教育学校後期課程・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程
	⑥通学方法	※（自宅通学）・自宅外通学
⑦貸与を受けようとする期間		令和〇 年 4 月～ 〇 年 3 月
⑧貸与を受けようとする理由		1　家庭事情について（詳細に記入） 父親の勤めていた会社が令和〇年10月に倒産し、その後職は見つかったものの勤務日が少ないため収入が激減しました。母親もパートで勤務日数が少ないため家計がとても厳しく、両親の収入だけでは東京の短大に在学している姉をはじめとする４人の学費はとても賄えない状況です。 2　学業への意欲について（目標、進路希望等） 私は、母が祖母の介護をしている姿を見て、自分も人を助けるようなことをしたいと思うようになり、将来は介護関係の仕事に就きたいと考えるようになりました。 そのためには高校を卒業し、福祉系の大学へ進学して介護関係の仕事に就くために必要となる専門的なことを学ぶとともに、介護士や社会福祉士の資格取得を目指すとともに〇〇検定等も取得して将来に活かしたいと考えています。 自分の夢の実現に向けて、安心して勉学に励めるように教育奨学金の貸与を希望します。
⑨他の修学資金等借用予定の有無		※　有　（名称：　　）（無）

（注）１　受けようとする教育奨学金（教育資金か奨学金のどちらか）を〇で囲むこと。
　　２　保護者の住所、氏名、生年月日及び電話番号は、申請者が未成年の場合に記入すること。
　　３　※印欄は、該当のものを〇で囲むこと。

【記入例Ａ-1　教育奨学金貸与申請書】※教育資金の場合
※申請者は生徒本人です。申請書は原則生徒本人が記入するよう指導してください。

⇩ チェックのポイント ⇩

①日付
・学校に提出された日が記入されているか

②本人氏名等
・住所・氏名・電話番号・生年月日が省略されることなく正しく記載されているか
・自宅外の申請者は、余白に寮などの住所が記載されているか

③保護者氏名等
・保護者により記入されているか
・住所・氏名・電話番号・生年月日が省略されることなく正しく記載されているか
・静岡県内に居住しているか。（県外住所の場合、静岡県の教育奨学金に申請できません）

④貸付希望区分
・教育資金・奨学金のいずれか申請する方を〇で囲んでいるか

⑤学校種別
・進学予定先について、正しく〇で囲んでいるか

⑥通学方法
・自宅通学か、自宅外通学（寮等）か、いずれかを正しく〇で囲んでいるか

⑦貸与を受けようとする期間
・４月～翌年３月（事情により貸与期間を短くする等も可。その場合は付箋等でその旨を御連絡ください）
・正しく期間が記載されているか

⑧貸与を受けようとする理由【重要！】
・**申請者（生徒）の視点**で**奨学金を必要とする家庭状況、現在の収入の状況、学業への意欲、将来の夢、取りたい資格等を詳細に記入**されているか。【※重要】
・記載内容が生活資金ではなく教育奨学金の貸与を受けようとする理由として理解できるものか。
※「収入が少ないため」「片親のため」「生活が苦しいため」等だけでは受理できません。
・**記載内容が少ない場合は、貸与が決定できず再度記載していただく可能性や貸与不可となる場合があります。**

⑨　他の修学資金借用予定の有無
・正しく〇で囲んでいるか
・書類の受付時に必ず下記の奨学金等を借りていないことを確認してください
下記の修学資金等と**併せて借りていることが判明した場合、貸与契約を解除し、貸与済みの奨学金は一括返還することとなります。**
＊母子父子寡婦福祉資金の修学資金
＊静岡県高等学校定時制・通信制修学資金
＊他の都道府県が行う上記２つの資金又は奨学金並びにその他の教育奨学金

⑩　学校受付印
・貸与期間を審査・確認するために、「学校がいつ受け取ったか」の確認をします。
・**貸与申請書の右上に学校の収受日付印を押印してください。**
・収受日付印等がない場合は、受領日を手書き等で記載の上、担当者印を押印してください。

【 記入例Ａ－２－①　家計等調書（教育資金） 】　※奨学金の家計調書はＰ17 参照

様式第２号（第６条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

（表）

①　家　計　等　調　書

1　家族構成及び収入（生計を同じくする全員を記載し、該当するものを○で囲むこと。）

	続柄	氏　名	年齢	所得の種類	全収入額（年収）（税込）　万円
就学者を除く家族	②父	静　岡　太　郎	55	自営業	③ 2 3 1
	母	静　岡　華　子	50	給与	1 6 2
	祖母	富　　静　子	76	年金	9 0

・主たる家計支持者１人の続柄を○で囲むこと。
・同一人で２種類以上の所得がある場合は、一段を分けて記入すること。

④

	続柄	氏　名	設置者	学校種別	通学別
イ 就学者	本人	静　岡　次　郎	(国公)・私立	(中)・高・専修(高等)	(自宅)・自宅外
	姉	静　岡　夏　海	国公・(私立)	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・(短大)・大学	自宅・(自宅外)
	兄	静　岡　一　郎	(国公)・私立	小・中・(高)・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	(自宅)・自宅外
	妹	静　岡　優　子	(国公)・私立	小・(中)・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	(自宅)・自宅外
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外
			国公・私立	小・中・高・高専・専修(高等) 専修(専門)・短大・大学	自宅・自宅外

2　家族の状況（該当するものを○で囲むこと。）

⑤

ア	母子・父子世帯
イ	障害のある人がいる世帯
ウ	主たる家計支持者が別居している世帯
エ	長期に療養を必要とする人のいる世帯
オ	火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯

（裏）

⑥

3　緊急採用

・家計急変の理由（該当するものを○で囲むこと。）

ア	家計支持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職
イ	家計支持者が死亡又は離別
ウ	家計支持者に対する破産手続開始の決定
エ	病気、事故、会社が倒産又は経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少
オ	火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少

・理由発生年月

年　　月

（注）太線内を記入し、３については、該当する場合に記入すること。

⑦

学習成績（５段階）の評定平均値	3.6	(注)学習成績の評定について文章記述が可能な場合はそれに従ってよい。
緊急採用の場合	学力基準に合致しているものと確認します。	

⑧

人物
(ア) 特に優れてる
イ　優れている
ウ　適している
エ　努力がいる
オ　かなり努力がいる

（注）　いずれかを○で囲むこと。

⑨

所見

特記すべきことを記入する。　　所見記入者名　浜　田　松　子

申請者の静岡次郎はテニス部で主将として活躍した。責任感が強く他の部員に対し厳しくあたることもあったが部員からの信頼は厚かった。ときに練習に熱心なあまり学業の成績が停滞した時期もあったが、引退後は目標である福祉関係への就職を目指し、高校への進学に向けて授業にも真剣に取り組んでおり、最近の成績向上ぶりは著しい。

この生徒は、教育奨学生として貸与の条件に合致していることを確認します。

令和 ○ 年 **１２** 月 **２** 日

静岡県知事　○○　○○　様

⑩

静岡市立追手町中学校長　**富士伊豆男**　静岡市立追手町中学校長　印

【記入例Ａ－２－①　家計等調書（教育資金）】※奨学金はＰ17 を参照

⇩ チェックのポイント ⇩

①家族構成

・家族構成に誤りはないか、**続柄は申請者（生徒）本人からみたもの**となっているか。
・世帯の状況、**年齢等は申請日現在**で考える。
・同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族は同一世帯員とする。
・その他は下記のとおり

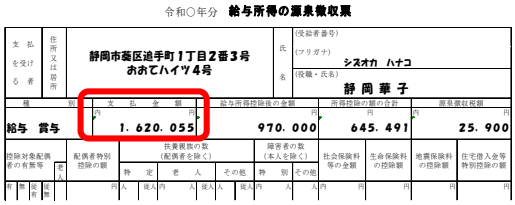
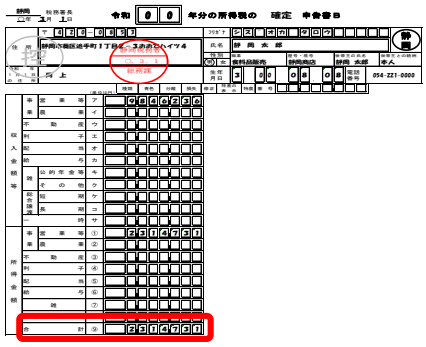
同一世帯として扱う者	別世帯（世帯分離）として扱う者等
a　主たる家計支持者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居している場合 b　就学又は病気療養等のため、一時的に別居状態の場合 c　主として扶養している別居の祖父母 d　a～c いずれかと同様の状態にある場合	a 別居や独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない祖父母等 b　本人が特別の事情にある人（２親等以内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、本人以外は未成年の兄弟姉妹だけの世帯構成の者。ただし、成年の兄弟姉妹でも就学者、長期療養者、心身に障害がある等のため経済力のない人は未成年として扱う。）又は里親等に養育されている場合は、同一住居に居住していても、その世帯に属さない人とみなすことができる c　事情により家族と絶縁状態及びそれに準ずるような状態である場合は、本人を単独生計者とみなすことができる

②主たる家計支持者

・主たる家計支持者１名について、正しく〇で囲んでいるか

③全収入額（年収）（添付書類は P14 参照）

・**万円未満切り捨て**により記載されているか。
・金額について、**前年１年間（１月～12 月）の収入（所得）金額を基礎として記載**されており、証明書類を添付されているか（離職・転職等がある場合は事由発生から１年の収入見込み）
・収入の種類により別段により記載されているか（下記参照）

	給与収入（勤労収入）	給与収入以外（事業収入等）
種　　類	給料、俸給、賃金、役員報酬、歳費、賞与及び青色申告の専従者給与（白色申告の専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等 年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）、児童扶養手当、生活保護費、傷病手当金（健康保険・失業保険）、失業給付金等	事業（商業・工業・林業・水産業）収入（所得）、農業収入（所得）、その他の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士等）による収入、利子、配当、家賃、貸間代、地代などの収入（所得）
記入金額	収入金額（給与所得控除前の金額）	確定申告書の所得の合計額
例		

（収入確認に係る添付書類）

区分	分　類	証明書類
年額で算定する場合	給与収入 （勤労収入）	前年の年間分の収入金額及びその内容が確認できる書類（いずれか） ・源泉徴収票の写し ・市町村長が発行する所得及び課税等の状況が確認できる証明書（課税証明書） ・最新の年金額改定通知書、児童扶養手当等の支給通知書等の写し ・生活保護決定通知書の写し　など
	給与収入 以外の収入 （事業収入）	年間分の所得金額及びその内容が確認できる書類（いずれか） ・確定申告書の控え＋青色申告決算書又は収支内訳書(白色)の写し ・ｅ－Taxによる提出をした場合は、送信票の写しを添付する。 ・市区町村長が発行する所得及び課税等の状況が確認できる証明書（所得(課税)証明書）　など
月収を基礎として年額を算定する場合	給与収入 （勤労収入）	収入金額及びその内容が確認できる書類 ・給与証明書（要綱様式第２号） ・直近の３か月分の給与明細書＋前年の賞与明細書の写し ・収入申告書（要綱様式第３号）：上記により難い場合のみ　など
	給与収入 以外の収入 （仕送り等）	・収入申告書（実施要綱様式第３号）
	申請時点で失業している場合	・雇用保険受給資格者証の写し ・本人からの申立書(失業に至った経緯・求職の状況等を詳細に記載したもの) ※前年に収入があっても失業前の職業による収入は、収入金額に算入しないので注意してください。
留意事項	・事業収入の場合において、売上(収入)金額から必要経費を控除した額がマイナスとなる場合、その収入に係る所得金額は０円とします。 ・前年に生産手段(田、畑、店舗等）に被害を受けたため収入が減少している場合は、被害を受けなかったと仮定して所得金額を算出してください。	

（その他の収入の取扱い）

収入として扱うもの	収入として取扱わないもの
・恩給、年金、児童扶養手当 ・失業により受け取る失業給付 ・預貯金の取崩 ・借入金 ・教育費等仕送り	・児童手当、子ども手当 ・社会事業団体等から一時的に恵与される慈善的性質を有するもの ・冠婚葬祭等の場合の祝金、香典料等 ・高等学校等の修学費に充てられる貸付金、恵与金 ・生徒本人の就労収入(全日制の生徒のみ)

④就学者区分

・各項目について、正しく〇で囲んでいるか

・分類が困難な学校については、下記のとおりとする

学校種別	分類
高等学校通信制、高等学校専攻科及び別科	高等学校（高）
高等専門学校専攻科及び別科	高等専門学校（高専）
専修高等課程及び専門課程	専修高等課程及び専門課程（専修）
大学（通信制）及び大学院	大学
大学の専攻科及び別科	大学
放送大学（全科履修）	私立大学
放送大学（科目履修及び選科履修） 専修学校一般課程、各種学校（予備校等）	対象外

⑤家族の状況

・ア～オに該当する場合、正しく〇で囲んでいるか

・該当する場合、下記の書類の添付はされているか

種類	添付書類
ア　母子・父子世帯	なし
イ　障害のある人がいる世帯	障害者手帳の写し等
ウ　主たる家計支持者が 別居している世帯	・しおりＰ24（様式第４号）経費内訳書 ・領収書などの証明書類 ※別居のため特別に支出している費用のうち、家賃、光熱水道費(電気・ガス・水道)、家具、家事用品の実費（限度額 71 万円）が対象
エ　長期に療養を必要とする 人のいる世帯	・しおりＰ24（様式第４号）経費内訳書 ・領収書などの証明書類 ※申請時点で６か月以上療養中の人、又は療養が必要と認められる人がいる場合対象
オ　火災・風水害又は盗難など の被害を受けた世帯	・しおりＰ24（様式第４号）経費内訳書 ・積算書類などの証明書類 ※申請の前年から申請時までに被災を受けたため、将来支出が増大又は収入が減少することにより、２年以上の長期にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合対象

(参考)

・「ア　母子・父子世帯」は下記に該当する場合、対象とすることができます。

控除対象となる世帯の構成	留意事項
・母又は父と 18 歳未満の子の世帯 ・母又は父と 18 歳未満の子及び 60 歳以上で経済力のない(所得金額が 50 万円以下)祖父母の世帯 ・18 歳未満だけの子の世帯 ・祖父母と 18 歳未満の子の世帯 ・配偶者のいない兄姉と 18 歳未満の子の世帯 ・配偶者のいない兄姉と 18 歳未満の子及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯	・18 歳以上の就学者及び長期療養、心身に障害のある等のため経済力のない人は､18 歳未満の子として取り扱います。 ・祖父母及び兄姉には、それぞれ一方だけの場合も含みます。 ・父又は母の行方不明が民生委員等の証明により確認できる場合は、母子・父子世帯として取り扱います。

(参考)

・「イ　障害のある人がいる世帯」の「障害のある人」は下記に該当する場合、対象とすることができます。

「障害のある人」の定義
・身体障害者手帳に身体に障害があると記載されている人、又はこれに準ずる人。 なお、「準ずる人」の範囲は次のとおり。 〇戦傷病者手帳の交付を受けている人 〇医師から身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けることができると診断され、手帳を申請中である人 ・公害疾病の認定を受けた人で、かつ、当該公害により身体上の障害のある人 ・被爆者健康手帳の交付を受けている人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、知的な障害があり、療育手帳の交付を受けている人 ・介護保険法に定める要介護度が「要介護３」以上に認定されている人 （要介護３：立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄、入浴、衣服の着脱などで全体に介助が必要）

⑥緊急採用

・緊急採用（家計急変）による申請でない場合は、記入不要

・緊急採用（家計急変）による申請の場合は、該当する事由について、正しく〇で囲んでいるか、事実発生月を記載しているか

⑦学習成績評定平均値（学校記入）

・中学校１年から２年までの全教科の評定平均値が原則 3.5 以上となっているか。

・算出した評定平均値に小数点第２位以下の端数がある場合は、**小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位までの値を記入**してください。

・５段階評価によらない評定を付している場合は、全履修教科(科目)を５段階評価に換算した後、合計し、全履修教科(科目)数で除して得た値を記入してください。

⑧人物評価（学校記入）

・次の(ｱ)及び(ｲ)に示す点に着目し、担任・学年主任等の所見、生徒指導要録その他学校における諸記録に基づき、次表に示す区分により総合評価を記入。

(ｱ)　態度及び行動が教育奨学生としてふさわしいか

校内及び校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向(虚偽、利己、放逸、怠惰、無責任等)がないか。

(ｲ)　良識ある社会人に成長することが期待できるか

社会人として健全な社会生活を営んでいくことができ、教育資金の返還についても十分な責任感があると認められるか。

評価区分
ア 特に優れている　イ 優れている　ウ 適している　エ 努力がいる　オ かなり努力がいる

⑨所見（学校記入）

・校内外での活動、その他特記すべき事項について、**具体的に記入**してください。

・定期健康診断等の結果から、健康上の理由で修学に支障があると判断される場合はその旨記入してください。

・**記入誤り等、字句を訂正する場合は、訂正字句を二重線で抹消し、所見記入者の印を上から押印**する方法で訂正してください。

⑩学校長証明

・教育資金の審査には学校長として推薦する意味を含めて、確認が必要となります。確認年月日、学校名、校長氏名を記入し、学校長公印を押印してください。

【 記入例Ａ－２－②　家計調書（奨学金） 】※教育資金の家計等調書はＰ12参照

様式第２号の２（第６条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

家　計　調　書

①

1　家族構成及び収入（　　じくする全員を記載すること。）

氏　名	続柄	年齢	職業・学校（学年）	② 収入 有無	② 収入 年収	学校給食費の支出	世帯分離対象者
静岡 次郎（H○○年5月5日生）	本人	15	静岡県立追手町中学校3年	有・(無)	円	(有)・無	
静岡 太郎（S○○年8月8日生）	父	55	自営業	(有)・無	2,314,731	有・(無)	
静岡 華子（S○○年6月6日生）	母	50	会社員	(有)・無	1,620,055	有・(無)	④
静岡 夏海（H○○年7月7日生）	姉	20	追手町短期大学2年	有・(無)		有・(無)	○
静岡 一郎（H○○年4月8日生）	兄	18	静岡県立追手町高等学校3年	有・(無)		有・(無)	
静岡 優子（H○○年8月24日生）	妹	13	静岡県立追手町中学校1年	有・(無)		(有)・無	③
富　静子（S○○年8月25日生）	祖母	76	無職	(有)・無	900,000	有・(無)	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	
（　年　月　日生）				有・無		有・無	

2　恩給・年金等による収入（該当するものを○で囲むこと。）

(有)・無	(国民年金)・厚生年金・恩給・児童扶養手当・特別児童扶養手当 雇用保険傷病手当金・仕送り・その他（　　）

3　妊婦、産婦、障害者（該当するものを○で囲むこと。）

有・(無)	妊婦・産婦・障害者

⑤

4　医療費、介護費（該当するものを○で囲むこと。）

有・(無)	医療費の支出・介護費の支出

5　住宅の状況（該当するものを○で囲むこと。）

持家・(借家)・借間　⑥

【記入例Ａ－２－②　家計調書（奨学金）】※教育資金はＰ12 を参照

⇩ チェックのポイント ⇩

①家族構成

・家族構成に誤りはないか、**続柄は申請者（生徒）本人からみたもの**となっているか。
・世帯の状況、**年齢等は申請日現在**で考える。
・生年月日は記入されているか（記入忘れが多いので注意）
・**同一の住居に居住し生計を一にしている場合は、原則として親族のほか他人であっても、すべてを同一世帯**とする。
・**世帯分離者として扱う者も含めて家計調書に記載**されているか
・その他は下記のとおり

同一世帯として扱う者	世帯分離として扱う者等（家計調書には記入）
a　主たる家計支持者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居している場合 b　就学又は病気療養等のため、一時的に別居状態の場合（扶養義務関係に基づいて経済的に出身世帯と一体性を有したりしている場合） c　別居又は実質的に離婚しているような状態でも、正式に離婚していない場合	a　中学校を卒業した後、進学若しくは就労していない者 b　18 歳以上で、大学及び各種諸学校に在学中の者、浪人中の者又は就労していない者。（夜間定時制高校に在学中の者及び就労している夜間大学生は除く）。 c　単独で生活保護を受けている者 d　蒸発等所在が不明である者（捜索願が警察に出されている場合のみ。） e　父親等主たる生計者となる者が心身に障害がなく就労していない場合（失業（現在求職活動中に限る）等、社会通念上やむを得ないと認められる場合は除く。） f　正式に離婚していないが別居又は実質的に離婚しているような状態にあり、家計を別にしている者（客観的に事実確認ができる書類及び申立書（校長名で証明）を添付。） g　離婚調停中で家計を別にしている者（離婚調停中である事実確認ができる書類を添付。）

②収入

・収入について、有が〇で囲んでいる者の**収入の記入は円単位**でされているか
・世帯収入状況について、**生活保護世帯、市町村民税非課税又は減免世帯、準生活保護世帯（世帯全体の収入額が生活保護基準額の 1.5 倍以下）に該当しない場合は貸与不可**となります。
・各提出書類は P19-20 を参照
・生活保護基準額については、ホームページ等を参照
・年収の記載については、下記のとおり

区分	記入額
生活保護世帯	年間の保護費を記入（生活保護の決定通知の写し等を添付）
主たる家計支持者の市町村民税が非課税又は減免	所得（課税）証明書等の給与収入額（一番多い数字）の金額を転記（課税証明書等添付）
上記以外で源泉徴収票や確定申告書以外で証明する場合証明書類が年間分の場合	証明書類の金額を転記（収入確認書類添付）
児童扶養手当	年間の手当額を記入する（児童扶養手当決定通知書等を添付）
それ以外の場合	申請月の直近３ヶ月に働いて得た収入の平均月額×12 月分を記入（収入確認書類添付）

（収入確認に係る添付書類）

区分	分　類	証明書類
年額で算定する場合	給与収入 （勤労収入）	前年の年間分の収入金額及びその内容が確認できる書類（いずれか） ・源泉徴収票の写し ・市町村長が発行する所得及び課税等の状況が確認できる証明書（課税証明書） ・最新の年金額改定通知書、児童扶養手当等の支給通知書等の写し ・生活保護決定通知書の写し　など
	給与収入 以外の収入 （事業収入）	年間分の所得金額及びその内容が確認できる書類（いずれか） ・確定申告書の控え＋青色申告決算書又は収支内訳書(白色)の写し ・ｅ－Taxによる提出をした場合は、送信票の写しを添付する。 ・市区町村長が発行する所得及び課税等の状況が確認できる証明書（所得(課税)証明書）　など
月収を基礎として年額を算定する場合	給与収入 （勤労収入）	収入金額及びその内容が確認できる書類 ・給与証明書（要綱様式第２号） ・直近の３か月分の給与明細書＋前年の賞与明細書の写し ・収入申告書（要綱様式第３号）:上記により難い場合のみ　など
	給与収入 以外の収入 （仕送り等）	・収入申告書（実施要綱様式第３号）
	申請時点で失業している場合	・雇用保険受給資格者証の写し ・本人からの申立書(失業に至った経緯・求職の状況等を詳細に記載したもの) ※前年に収入があっても失業前の職業による収入は、収入金額に算入しないので注意してください。
留意事項	・事業収入の場合において、売上(収入)金額から必要経費を控除した額がマイナスとなる場合、その収入に係る所得金額は０円とします。 ・前年に生産手段(田、畑、店舗等）に被害を受けたため収入が減少している場合は、被害を受けなかったと仮定して所得金額を算出してください。	

（その他の収入の取扱い）

収入として扱うもの	収入として取扱わないもの
・恩給、年金、児童扶養手当 ・失業により受け取る失業給付 ・預貯金の取崩 ・借入金 ・教育費等仕送り	・児童手当、子ども手当 ・社会事業団体等から一時的に恵与される慈善的性質を有するもの ・冠婚葬祭等の場合の祝金、香典料等 ・高等学校等の修学費に充てられる貸付金、恵与金 ・生徒本人の就労収入(全日制の生徒のみ)

（**その他必要書類**）※下記は対象となっている場合は提出してください。

種　類	添付書類
児童扶養手当	最新の支払通知書又は支給額改定通知書の写し
教育扶助	学校長の証明書又は学校からの通知の写し
医療費・介護費	・医師の証明書又は診断書＋医療機関の発行する領収書又は支払証明書の写し ・介護施設等が発行する領収書又は支払証明書の写し
保護者が失業中の場合	雇用保険受給資格者証の写し＋本人からの申立書（失業に至った理由、求職活動の状況等を詳細に記載したもの）
主たる生計者となる者が 傷病で就労していない場合	傷病手当金、休業(補償)給付等の支払通知書等の写し＋医師の証明書又は診断書（取れない場合は申立書）
主たる生計者となる者が 蒸発等所在不明である場合	証明書（証明書が出ない場合は申立書） ※捜索願が警察に出されている場合を原則とします。
離婚調停中の場合	離婚調停中である旨の申立書（様式任意）

※　**申立書による場合は、時期、内容等が詳細に記載**されていること。

※　**申立書は、学校において、内容を確認し、「上記内容について、事実と相違ないことを確認した。令和〇年〇月〇日　〇〇高等学校長〇〇」と記入し、学校長公印を押印**すること。

③学校給食費の支出

・小学生・中学生で学校給食がある場合は、「学校給食費の支出」に〇を付けているか。

・給食費に関する証明書類が添付されているか。

④世帯分離対象者

・中学校又は高校卒業後、進学も就職していない者及び高校卒業後進学した者は「世帯分離者」に〇を付けているか。

・その他①（P18）で示した世帯分離者に〇をつけているか。

⑤各収入・家庭状況の選択区分

・家計調書２～４に該当する場合、正しく〇で囲んでいるか

・該当する場合（有に〇がある場合）、下記の書類の添付はされているか

種　類	添付書類
恩給・年金等による収入	最新の支払通知書又は支給額改定通知書の写し
妊婦・産婦・障害者	母子健康手帳の写し（親・子の氏名、出産予定日又は出産日がわかるページ） 障害者手帳の写し
医療費・介護費	・医師の証明書又は診断書＋医療機関の発行する領収書又は支払証明書の写し ・介護施設等が発行する領収書又は支払証明書の写し

⑥住宅の状況

・該当するものについて、正しく〇で囲んであるか

・借家や借間の場合は契約書、県営住宅等家賃決定通知書、及び領収書の写しを添付しているか

【 記入例Ａ－３　口座振込依頼書（委任状） 】

様式第５号（第４条、第15条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

口　座　振　込　依　頼　書
（　委　任　状　）

①令和〇年 11 月 10 日

静岡県知事　鈴木　康友　様

郵便番号 420－0000
住　　所 静岡市葵区追手町1丁目2－3 おおてハイツ4号
②申請者　（フリガナ） シズオカ　ジロウ
氏　　名 静　岡　　次　郎　静岡　印
電話番号 054（221）0000
③

下記のとおり教育奨学金の口座振込を依頼します。
（教育奨学金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。）

振込先口座	振込先金融機関名	※1	④静岡　銀行・金庫・農協　追手町支店・所
	預貯金種別	※2	⑤普通預金
	預貯金口座番号		⑥1234567
	口座名義人 フリガナ	⑦	シズオカ　ジロウ
	口座名義人 氏名		静岡　次郎
	口座名義人 郵便番号		420－0000
	口座名義人 住所		静岡市葵区追手町1丁目2－3　おおてハイツ4号
	口座名義人 電話番号		054　（221）　0000

※１　正確な金融機関名を記入の上、該当するものを〇で囲んでください。

※２　預貯金種別が普通預金であることを確認の上、〇で囲んでください。

【記入例Ａ－３　口座振込依頼書（委任状）】

⇩ チェックのポイント ⇩

①日付

・学校に提出された日が記入されているか。（基本的に申請書と同じ日付）

②申請者

・**申請者（生徒）本人について記入**されているか。（**保護者等ではない**ので注意）
・住所が正確に記入されているか。アパートなどの場合は、建物名、室番まで記入されているか
・電話番号が記入されているか

③本人印

・印鑑が押印されているか。
・ここで押印した印は**「誓約書」等今後全ての書類の本人印として使用**します。
（**銀行印である必要はありません**が、**連帯保証人と同一の印は不可**となります。）

④振込先金融機関名

・金融機関名が正しく記入、及び、〇で囲んであるか。

⑤預貯金種別

・〇で囲んでいるか

⑥預貯金口座番号

・**７ケタ**の数字が記載されているか。※ゆうちょ銀行の場合は振込用の番号を記入

⑦口座名義人

・申請者（生徒）名義の口座であるか。
・申請者名義の口座が無い場合は、保護者名義の口座であるか。

【 記入例Ｂ　誓約書 】

様式第６号(第10条関係)（用紙　日本産業 規格Ａ４縦型）

記 入 例

誓　　約　　書

貸与決定を受けた日以降の日付を記入

年　　月　　日

静岡県知事　○

※ 間違えたときは、修正液等は使用せず、必ず二重線で抹消し、その上に訂正印を押印してください。

私は、静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則を遵守することを誓います。

該当する貸付金の種類を○で囲む

奨学金（教育資金・奨学金）の返還債務が生じたときは、返還期限までに確実に返

貸与決定通知書に記載の11桁の決定番号を記入

本人・連帯保証人の住所は省略せず正しく記入。団地・アパート等は等号・部屋番号まで記入する

自宅外は余白に寮などの住所を記入

生徒本人が記入・押印

決定番号	
住所	静岡市葵区追手町1丁目2番3号 おおてハイツ4号
本籍地	静岡市葵区追手町9丁目8番7号
氏名	静　岡　　次　郎　　印
電話番号	054－221－0000

該当する貸付金の種類を○で囲む

申請時に提出した口座振込依頼書と同じ印鑑

私どもは、教育奨学金（教育資金・奨学金）については、返還債務を本人と連帯して負担します。

貸与を受ける生徒が未成年の場合は法定代理人（保護者）

連帯保証人

保証人本人が記入・押印

住所	静岡市葵区追手町1丁目2番3号 おおてハイツ4号
本籍地	静岡市葵区追手町9丁目8番7号
ふりがな	しずおか　たろう
氏名	静　岡　　太　郎　　印
本人との続柄(関係)	父
電話番号	070－0000－0000

印鑑登録証明書と同じ印（実印）を使用

原則として、別生計の４親等以内（兄、姉、伯(叔)父、伯(叔)母等）の親族で、将来にわたり保証能力を有すると見込まれる成年。
（適当な人がいない場合はその他の者でも可。ただし、続柄を明確にし将来にわたり保証能力を有すると見込まれる成年であること。）

連帯保証人

保証人本人が記入・押印

住所	静岡市清水区XX町1丁目2番3号
本籍地	静岡市葵区追手町9丁目8番7号
ふりがな	あおい　ふじお
氏名	葵　　富　士　男
本人との続柄(関係)	祖父
電話番号	

印鑑登録証明書と同じ印（実印）を使用

※２人の連帯保証人はそれぞれ別生計であること。
　同居の場合、住民票を別にしている、または、光熱水費を分離しているなど、２世帯住宅である事が客観的に理由が説明できる場合は別生計とみなします。この場合、客観的に証明できる書類等を添付してください。単に、食費等をそれぞれが負担している等の理由では別生計とはみなしません。

※外国籍の生徒について
・氏名は正式な名称で記載してください。（通称名等は不可）
・本籍地欄は国籍を記入してください。
・連帯保証人のうち１名は日本国籍を有する者又は永住権を有する者としてください。
　本人及び保護者が定住者の場合は、**「在留期間が経過し帰国する場合には、必ず一括返済することを誓約します」**と余白に追記してください。

【 記入例Ｃ　住所／氏名 変更届 】

様式第12号（第17条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

住　所
氏　名

変　更　届

理由が生じたら、直ちに提出する

〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事　〇〇　〇〇　様

決 定 番 号　**12345678900**

貸与を受けた時の
高等学校等の名称　**静岡県立追手町高等学校**

変更後の住所（氏名）を記入する

住　　所　**静岡市葵区追手町99-9**

氏　　名　**静 岡 次 郎**

電 話 番 号　**054－000－0000**

次のとおり（住所）を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。
（氏名）

1　変更事項

変更前　**〒420-XXXX 静岡市葵区追手町1丁目2－3 おおてハイツ4号**

変更後　**〒420-XXXX 静岡市葵区追手町99－9**

2　変更年月日　　〇〇年〇〇月〇〇日

いずれも本籍地記載あり
マイナンバー記載なし

※県外へ転居した場合は、住民票を添付すること。
※氏名を変更した場合は、戸籍抄本を添付すること。

《 第 10　参考（教育奨学金年間の流れ） 》

※概ねの流れのため、その年度の状況により、多少時期がずれる場合があります。

4 月	・在学採用募集（～４月末） ・予約採用者入学届等提出（入学時） ・予約採用者誓約書等提出（4 月中旬） ・猶予申請受付終了（4 月中旬頃） **・予約採用者１回目支給（末日）**	10 月	**・奨学金支給（末日）**
5 月	・随時、緊急採用募集（～1 月末） ・在学採用者決定通知発出	11 月	中３対象予約採用募集（～12 月中旬）
6 月	・在学採用者誓約書等提出（6月上旬頃） **・奨学金支給（末日）**	12 月	・予約採用受付終了（中旬頃） **・奨学金支給（末日）**
7 月		1 月	・予約採用内定通知（下旬頃） ・随時、緊急採用受付終了（末日）
8 月	**・奨学金支給（末日）**	2 月	**・奨学金支給（末日）** ・卒業予定者へ猶予申請等案内配布
9 月		3 月	・予約採用者進学先照会（上旬頃） ・予約採用者進学先へ通知（下旬頃） ・在学採用しおり等配布（下旬頃） ・次年度も高校生である者へ猶予申請等案内配布（下旬頃）

○　「教育奨学金」は「貸付金」になります。将来返還が生じるものであることを理解した上で申請するよう御指導ください。

○　市町独自の奨学金や民間の奨学金等には免除や給付型の奨学金も存在します。進路や家庭状況等により、より負担の少ない奨学金等へ適切に御案内ください。